

令和3年度第5回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第5回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年8月20日（木）9：30～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第3番 大迫 清恵 委員

第4番 城納 清隆 委員 第5番 釜田 雄二 委員

4. 欠席委員

第2番 戸田 昭 委員

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

報告第1号 農業経営改善計画の認定及び再認定について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

8. 議事

事務局

皆さんお集まりですので令和3年度第5回川本町農業委員会総会開催します。最初に会長から挨拶をお願いします。

会長

お早うございます。今月に入り台風や豪雨があり、最近は極端な天候の変化が多く7月12日に土砂災害警報が発令され、8月9日には台風9号で避難指示があり不安な一日を過ごし、そのあと13・14日に江の川氾濫し被災があり、水田も冠水した箇所もございます。三原の方では法面が崩れているのが数件、見受けられたりと記録的な豪雨でした。最近では平成30年にあり回数が増えているような気がして地球環境の変化ではないでしょうか。

そんな中で、水稲は順調に生育しており収穫が楽しみです。しかしながら昨年の米の在庫量が多く、急遽主食用米の面積を減らさないといけなく全国で65,000haが減産の面積となっているようですが、川本町においては自然減で達成できているようです。今年この65,000haの面積を達成したとしても21年産の作況指数の見込みから来年の在庫が増えるのではないかとと言われており、主食用米の作付面積を生産者自らが減らしていき、作物の転換をしなければいけないような状況ではないかと思えます。

国の農政の関係ですが来年度の概算要求の取組に入る時期であり、農水省では主要として農業の脱炭素化、環境負荷軽減の推進で「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた新しい法律を策定する動きに入っております。これにより化学肥料や農薬の削減、有機農業促進の政策に検討されるのではないかと考えており、土地利用型の今までの水稲栽培方法が変換される時期に入っているのではないかと考えています。今後、地域農業で考えるのは適作で買ってもらえるような品種、遊休農地或いは耕作放棄地にストップをかけていくべきではないかと考えています。

それでは事務局より出席者報告及び総会成立宣言についてお願いいたします。

事務局

委員総数5名、出席者数4名、委任状0名、欠席者数1名（戸田委員）、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半に達していることから、本総会が成立することを宣言します。

会長

それでは議事録署名の指名をいたします。4番城納委員さん、5番釜田委員さんをお願いしたいと思いますですがよろしいですか。

4,5番委員

はい。

会長

本日、提出いただいたのが議案2件、報告事項2件を審議いたします。議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。資料2頁をお開き下さい。今回の申請は農地を転用し、事業所用の大型トラックの駐車場及び回転場の設置のための農地法第5条許可申請になります。令和3年7月27日付けで当農業委員会会長宛てに申請書をいただいております。譲受人は、川本町大字■■■■の■■■■さんです。譲渡人は、川本町大字■■■■の■■■■さんです。

転用の詳細については、資料3頁の農地転用事業計画書をご覧ください。転用目的は、事業用の大型トラックの駐車場及び回転場になります。

申請地を選定した理由は、転用事業者である■■■■は現在、約50台の大型トラックを所有しているが、本社である■■■■近郊で交通アクセスがよく近郊で回転場を含めた広い駐車スペースを確保できる場所は、申請地以外に見つからないためです。

転用の計画面積については■■■■㎡で、大型トラック10台～15台と駐車場と回転場の必要面積としております。また、周辺の土地所有者にも事業内容を説明し同意を得ております。

申請の土地は、全4筆あります。川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。

申請位置につきましては、資料6頁の農地図をご覧ください。また当該区域は、川本町農業振興地域の農用地区域外です。

続きまして、農地法で定める転用許可基準について確認します。まず立地基準については、該当の土地は、10ha未満の小集団の農地という理由から、第2種農地と判

断されます。次に一般基準については、この転用による周辺への影響ですが、事業実施の際、周囲に影響がないよう流出防止に努めることを転用事業者を確認をしております。また万が一、被害を及ぼした場合は、責任を持って対応することになっております。資金計画につきましては、預金残高を確認し事業実施が可能な資力があることを確認しております。

以上のことから農地法第5条の許可基準である立地基準及び一般基準に適合されていると判断されます。

なお、8月17日（火）■■■■委員と■■■■委員と一緒に現地確認をしました。資料7頁に確認写真を掲載しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

現地調査に行かれた■■■■委員は何かございますか。

■■■■委員

■■■■委員と一緒に現地の方へ確認しに行きました。現地の周囲は地目が畑ということで確認したところ、耕作はされていませんでしたが草刈と維持管理はされておりました。土地所有者の方へ同意を得ておられるということで、別に問題は無いと思います。このまま耕作をされずに草刈で維持管理はするにしても家も周りにありませんし、致し方ないかなと思いました。

会長

それでは添付書類の確認をお願いします。

各自書類確認

会長

お目通しただけでしょうか。何かご意見・ご質問等ございますか。■■■■さんが現在使われている場所は以前、土木場であったところで■■■■の上から見ると沢山トラックがこれ以上置けないくらいに停まっており、近くにあれば良かったのですが、大型トラックが置けるスペースがなく今回の申請がございました。ご意見・ご質問等無いようでしたら議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで許可相当と認めます。それでは議案第2号 川本町農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 川本町農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明します。資料8頁をお開き下さい。■■■■地区の農地利用最適化推進委員の■■■■氏が亡くなられ、当該地区の農地利用最適化推進員が欠員であることから補充を行うものです。

農業委員会等に関する法律第17号第1項の規定により、農地利用最適化推進委員の委職を求めるものでございます。定員は■■■■地区の1名です。

本件につきまして町ホームページにて令和3年8月2日（月）から令和3年8月6日（金）までの期間で推薦・公募した結果、当該地区から1名の推薦がありました。推薦者は■■■■さんです。■■■■さんに委嘱してよろしいか、ご審議願います。

また最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により農業委員会が委嘱しなければならないと規定されております。委嘱日は9月1日としたいと考えております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、**〇〇**推進委員さんの欠員の補充ということで、**〇〇**の自治会長**〇〇**さんからの推薦で同じく**〇〇**の**〇〇**さんですが「経歴及び農業経営の概況」では、川本町肉用牛生産改良組合の前組合長をされており、水稻**〇〇**a、飼料作物**〇〇**a、繁殖和牛4頭を飼われている専業農家の方です。年齢は七〇歳ですが元気でされておられます。推薦書及び推薦を受けた方について、何かご質問等ございますか。無いようですので**〇〇**地区の農地利用最適化推進委員の欠員補充で**〇〇**さんを**〇〇**推進委員さんの在任期間を委嘱してよろしいか、よろしければ挙手を持って申し上げます。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、**〇〇**さんに農地利用最適化推進委員をお願いしたいと思っております。来月の総会時に農地利用最適化推進委員さんとの合同研修を実施予定ですのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして報告第1号 農業経営改善計画の認定及び再認定について、事務局より申し上げます。

事務局

報告第1号 農業経営改善計画の認定及び再認定について、ご報告します。資料10～12頁にございます。令和3年7月21日に川本町長から本委員会会長宛に農業経営改善計画の認定及び再認定について、報告がありました。

まず再認定者は、**〇〇**さんです。営農類型は肉用牛と水稻で認定有効期間は2021年7月21日から2025年7月20日までです。

次に新規認定者は、**〇〇**さんです、営農類型はその他畜産（鴨）となっております。認定有効期間は、2021年7月21日から2025年7月20日までです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

会長

事務局より説明がございましたが、認定農業者に**〇〇**の**〇〇**さんが再認定、新しく**〇〇**の**〇〇**さんが農業経営改善計画の認定をされたと町長より提出されたものでございます。7月21日に認定審査会があり、私と産業振興課長、農協ブロック長、県の西部農林振興センター普及部課長が出席し審査されました。再認定の**〇〇**さんは高齢でありますが高齢でありますが5年間頑張っておられ、ご本人も頑張りたいということで提出され認定されました。**〇〇**さんは**〇〇**で鴨の養殖を家族経営されており、エゴマを活用しての鴨の養殖、商品の6次産業を考えておられ、現在商品の販売をされておられます。何かご質問等ございますか。

各委員

ありません。

会長

無いということですので、お二人方の農業経営改善計画の認定及び再認定について

ご承知のほど、よろしく申し上げます。

続きまして報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局より申し上げます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告します。資料1頁をお開きください。相続等の届出を1件受理しています。

番号1 届出人は■■■■さんです。(故)■■■■さんから■■■■さんへ田3筆、畑2筆、面積■■■■㎡を相続されます。権利取得日が令和3年7月24日です。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

会長

ただいま報告第2号の相続の届出について、説明がございました。何かご質問ございますか。

■■■■委員

細かなことですが地目の箇所が畑のみで記載されているので次回から気を付けてください。

事務局

分かりました。

会長

以上で提出された議案2件、報告事項2件の審議が終了しました。「その他」について申し上げます。

「その他」

情報提供

〈前回総会での質疑について〉

○携帯基地局で囲いのある施設とない施設の違いについて

業者へ確認し、一番多い案件としては中国電力の引き込み線がある施設がある場合、囲いが必要になり転用する面積が大きくなるとのこと。前回の件は、地主の要望で施設の周りに防草シートを張ってほしいとあり、若干面積が増えている。

○太陽光案件(■■■■氏)について

息子さんと連絡し、引き続き転用して太陽光として活用したいとのことでしたが、規制の関係もあり難しいのと、農業委員会としては、まずは農地として活用してほしいと伝えている。

また土地の賃貸借について、■■■■氏に聞き取りを行った。草刈りは行ったとのこと。今年度は保全管理され、来年度は「花き」を栽培したいとのことである定期的に情報確認を■■■■氏にしていく予定。

○■■■■氏の■■■■の圃場整備について

当該圃場につきましては、農地耕作改善事業の関係であり利用権を設定する必要があります。利用権の設定は、令和2年8月から中間管理機構を通して利用権が設定されており、種別は物納。本件については、令和3年度は事業が完了していないこともあり

水稲作付けが行われていないことからしまね農業振興公社へ相談し、令和3年度は、地権者と■■■さんとの物納について休止する手続きを行うことで調整している。

○農地パトロール推進会議について
次回の総会後に開催

◇次回総会の開催日について
令和3年9月21日（火） 13時30分～ 大会議室

◇農地パトロール推進会議
令和3年9月21日（火） 15時00分～ 大会議室
※次回の総会後に開催

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
